

奈良市公報

第 2 2 6 号

平成19年11月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

○都市計画地区計画の案の公衆縦覧	1
○都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧	1
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	2
○農業振興地域整備計画の変更案の縦覧	2
○放置自転車等の保管	3
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	3
○生活保護法の規定による医療機関の指定	3
○一般競争入札の実施	3
○住居番号の設定	4
○新設の事業計画のある道路の指定	4
○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定辞退	4
○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	5
○奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	5
○平成20年度近傍同種の住宅の家賃等	5
○平成19年度近傍同種の住宅の家賃等	7
○土地収用法の規定による事業認定申請書等の公衆縦覧	7
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	7
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	8
○差押書の公示送達	8
○督促状の公示送達	8
○道路の位置指定	9
○放置自転車等の保管（2件）	9
○予防接種の実施の一部改正	9
○開発行為に関する工事の完了	9
○督促状及び交付要求通知書の公示送達	9
○インフルエンザ予防接種の実施	10
○開発行為に関する工事の完了	10
○放置自転車等の保管	10
○放置自転車等の処分	11
○住居番号の変更	11
○一般競争入札の実施	11
○放置自転車等の保管	12
監 査	
○住居監査請求に係る監査結果の公表（2件）	12

公 営 企 業

○一般競争入札の実施（2件）	19
----------------	----

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催	21
○奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則	21

農 業 委 員 会

○農地部会の招集	21
----------	----

正 誤

○正誤表	22
------	----

告 示

奈良市告示第539号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年10月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
東登美ヶ丘六丁目地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市東登美ヶ丘六丁目
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成19年10月1日から平成19年10月15日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成19年10月15日までに必着するように提出してください。
(平成19年10月1日掲示済)

奈良市告示第540号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年10月1日

奈良市長 藤原 昭

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市押熊町、学園赤松町、四条大路三丁目、菅原町、西大寺野神町一丁目、平松五丁目、法蓮町、南登美ヶ丘の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間

平成19年10月1日から同月15日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成19年10

月15日までに必着するように提出してください。

(平成19年10月1日揭示済)

奈良市告示第541号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年10月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年10月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成19年10月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市二名三丁目、帝塚山六丁目、大和田町、中山町西一丁目、佐紀町、疋田町二丁目、西ノ京町、三条大路一丁目、八島町及び神殿町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第4幹線-51	奈良市二名三丁目1025-3	奈良市二名三丁目1025-1
二名第4幹線-52	奈良市二名三丁目962-2	奈良市二名三丁目1023-2
帝塚山幹線-36	奈良市帝塚山六丁目1655-290	奈良市三碓町2143-4
丸山幹線-1	奈良市大和田町1172-3	奈良市大和田町1172-3
大淵池幹線-139	奈良市中山町西一丁目750-2	奈良市中山町西一丁目751-3
佐紀幹線-146	奈良市佐紀町3411	奈良市佐紀町3411
あやめ池南幹線-452	奈良市疋田町二丁目683-2	奈良市疋田町二丁目677-2
都跡幹線-285	奈良市西ノ京町54	奈良市西ノ京町69-2
都跡幹線-286	奈良市西ノ京町65-2	奈良市西ノ京町65-3
都跡幹線-287	奈良市西ノ京町68-4	奈良市西ノ京町68-5
平城幹線-12	奈良市三条大路一丁目584-46	奈良市三条大路一丁目600-2
藤原幹線-43	奈良市八島町111	奈良市八島町114
藤原幹線-44	奈良市八島町121-2	奈良市八島町115
藤原幹線-45	奈良市八島町121-2	奈良市八島町122-2
藤原幹線-46	奈良市八島町122-1	奈良市八島町133
藤原幹線-47	奈良市八島町254-3	奈良市八島町241-1
藤原幹線-48	奈良市八島町247	奈良市八島町225
明治幹線-236	奈良市神殿町590-1	奈良市神殿町588-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年10月1日揭示済)

奈良市告示第542号

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）、都祁農業振興地域整備計画及び月々瀬農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成19年10月31日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成19年11月15日までに市にこれを申し出ることができます。

平成19年10月1日

奈良市長 藤原 昭

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

平成19年10月1日から同年10月31日まで

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
(平成19年10月1日揭示済)

奈良市告示第543号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月1日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年10月1日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条

例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円
(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表
(平成19年10月1日揭示済)

奈良市告示第544号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年10月1日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
矢倉内科クリニック	奈良市朱雀三丁目3-6	平成19年9月13日
医療法人 あさお小児科医院	奈良市大宮町四丁目303-1-102	平成19年8月31日
楠原クリニック	奈良市小川町4	平成19年5月31日
のりはる診療所	奈良市西大寺栄町3-15梅守第2ビル3F	平成19年8月15日
ゆうき薬局	奈良市東紀寺町二丁目10-12	平成19年9月20日

(平成19年10月1日揭示済)

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第545号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年10月1日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
登美ヶ丘こどもクリニック	奈良市登美ヶ丘三丁目4-11	平成19年9月1日
楠原クリニック	奈良市小川町4	平成19年6月1日

(平成19年10月1日揭示済)

奈良市告示第546号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年10月1日

- 入札に付する事項
東部第2-1地区管路施設工事（柳生下）22工区ほか40件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評価値に該当する者であること。
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
- 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日
を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する
市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午
から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
- 告示日から平成19年10月4日までは入札控室、同月5
日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
- 奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
- 別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
- 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2
項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記
録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証
金を納付したことを確認できる書類の同封がされてい
ない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した
入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請
- 入札参加を申請する者は、告示日から平成19年10月4日
まで（奈良市の休日进行を定める条例に規定する市の休日
を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時
までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理
課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通
知後において、入札参加不適格要件が判明した場合
は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成19年10月5日までに入札参加申請者に通知します。

- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
- 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- 奈良市総務部監理課
- 電話0742-34-4743
- 別表省略
- (平成19年10月1日揭示済)
- 奈良市告示第547号
- 奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第
21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけた
ので、同条例第3条第4項の規定により告示します。
- 平成19年10月1日
- 奈良市長 藤 原 昭
- 次のとおり省略
- (平成19年10月1日揭示済)
- 奈良市告示第548号
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4
号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指
定したので告示します。
- 平成19年10月2日
- 奈良市長 藤 原 昭
- 1 指定年月日
- 平成19年10月2日
- 2 指定した道路の名称
- 国道308号
- 3 指定した道路の区域
- 起点側地名及び地番 奈良市宝来町978番地の2
- 終点側地名及び地番 奈良市菅原町9番地の2
- 4 指定した道路の幅員
- 40m～66m
- 5 指定した道路の延長
- 610m
- (平成19年10月2日揭示済)
- 奈良市告示第549号
- 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規
定により、指定自立支援医療機関がその指定を辞退したの
で、次のとおり告示します。
- 平成19年10月2日
- 奈良市長 藤 原 昭
- | 薬 局 名 | 所在地 | 辞退年月日 |
|-------|---------------------|------------|
| ゆうき薬局 | 奈良市東紀寺町
二丁目10-12 | 平成19年9月20日 |
- (平成19年10月2日揭示済)

奈良市告示第550号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年10月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年10月2日

奈良市長 藤原 昭

薬局の名称	薬剤師	所在地
アイン薬局 奈良東九条店	沢村 愛 (蘇 相愛)	奈良市東九条町754-4
ショーワ薬局 宝来店	福岡 裕子	奈良市宝来町1270-19

(平成19年10月2日揭示済)

奈良市告示第551号

奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年10月3日

奈良市長 藤原 昭

奈良市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域総合整備資金貸付要綱（平成12年奈良市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第4条中「株式会社、有限会社、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人その他の法人」を「法人格を有する団体」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この告示は、平成19年10月3日から施行する。

(平成19年10月3日揭示済)

奈良市告示第552号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成20年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成19年10月3日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	床面積（㎡）	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃（円）	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	70,200	0.7026
		74.8	3-4号館	69,300	0.7026
		74.8	5-6号館	73,200	0.7026
		39.3	6号館	38,400	0.7026
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	13,600	0.7602
		74.9	1-2号棟	82,800	0.7868
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	70,700	0.7650
		64.2	1-2号棟	60,800	0.7650
		64.5	1-2号棟	61,100	0.7650
		71.9	1-2号棟	68,100	0.7650
		74.6	3号棟	69,700	0.7650
		64.2	3号棟	59,900	0.7650
		64.5	3号棟	60,200	0.7650
		71.9	3号棟	67,100	0.7650
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	65,500	0.7700
		64.5	1-2号棟	56,600	0.7700
		71.2	1-2号棟	62,500	0.7700
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	15,600	0.7318
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	15,600	0.7637
		28.0	141-150	16,100	0.7637
		33.8	151-160	17,800	0.7637
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	101,800	0.8002
		60.7	1-2号棟	88,000	0.8002
		55.3	1-2号棟	86,600	0.8067
		70.1	3号棟	97,300	0.8002
		60.7	3号棟	84,200	0.8002
		55.3	3号棟	83,600	0.8067
		60.1	3号棟	83,400	0.8002

第10号市営住宅	奈良市古市町	42.7	97 - 126	18,500	0.7247
		42.7	127 - 141	23,300	0.7247
		55.4	143 - 157	28,100	0.7247
		58.8	158 - 164	29,600	0.7247
		58.8	165 - 188	29,800	0.7247
		74.6	1 - 23	90,500	0.7288
		74.6	24 - 35	88,100	0.7288
		74.9	36 - 62	87,400	0.7288
		74.9	63 - 66	88,200	0.7288
		74.9	67 - 102	90,300	0.7288
		75.0	103 - 112	88,100	0.7288
		74.9	113 - 118	84,500	0.7288
		74.9	119 - 124	90,800	0.7288
		74.8	125 - 128	91,200	0.7288
		74.8	129 - 134	92,900	0.7288
		74.9	137 - 138	92,700	0.7288
		74.9	135 - 136	90,200	0.7288
		31.4	1 - 12	12,100	0.7141
第11号市営住宅	奈良市杏町及び 西九条町三丁目	42.7	54 - 63	16,900	0.7017
		55.4	74 - 78	28,600	0.7017
		55.4	64 - 73	27,700	0.7017
		58.8	79 - 91	28,700	0.7017
		58.8	92 - 101	33,200	0.7017
		74.8	1 - 10	84,600	0.7044
		74.9	25 - 28	86,600	0.7044
		74.9	11 - 24	85,600	0.7044
		74.9	29 - 32	86,300	0.7044
		74.9	33 - 38	88,400	0.7044
		74.9	39 - 43	88,400	0.7044
		75.0	44 - 47	89,200	0.7044
		74.9	48 - 53	89,000	0.7044
		75.0	54 - 55	82,500	0.7044
		74.9	56 - 57	88,700	0.7044
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目、 横井五丁目	55.4	76 - 105	28,600	0.7052
		75.0	1 - 28	90,000	0.7082
		74.9	39 - 43	87,500	0.7082
		74.9	29 - 38	88,100	0.7082
		74.8	44 - 49	86,400	0.7082
		74.9	50 - 53	86,500	0.7082
		74.9	54 - 55	87,100	0.7082
		74.9	56 - 59	89,300	0.7082
		75.0	60 - 67	87,100	0.7082
		75.0	68 - 71	87,300	0.7082
		74.9	72 - 75	84,700	0.7082
		74.9	76 - 77	90,200	0.7082
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15 - 20	29,500	0.7000
		58.8	21 - 30	32,900	0.7000
		74.9	1 - 8	87,800	0.7026
		74.9	9 - 14	88,600	0.7026

第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101－312	79,000	0.7794
第16号市営住宅	奈良市西木辻町	28.3	101－405	18,700	0.7594
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	26,000	0.7659
		37.6	2号棟	24,600	0.7659
		42.1	3号棟	23,500	0.7659
		38.7	4号棟	21,700	0.7659
		42.3	6号棟	24,400	0.7659
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52－61	30,900	0.7194
		74.8	101－404	73,300	0.7232
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1－4号棟	41,800	0.8149
		65.0	5－9号棟	50,700	0.8149
		55.0	5－9号棟	42,900	0.8149
		45.0	5－9号棟	35,000	0.8149
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201－612	47,200	0.8420
第22号市営住宅	奈良市藺生町	31.5	1～20	7,900	0.6628
		31.5	21～36	7,700	0.6628
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1～20	7,000	0.6663
		31.5	21～40	7,600	0.6663

(平成19年10月3日揭示済)

奈良市告示第553号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条
第3項の平成19年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成19年10月3日

奈良市長 藤 原 昭

名称	位置	床面積（㎡）	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃（円）	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.9	135－136	90,800	0.7309

(平成19年10月3日揭示済)

奈良市告示第554号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により、奈良県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第23条第1項の規定により、縦覧期間内に限り奈良県知事に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができるとともに、同法第25条第1項の規定により、縦覧期間内に限り奈良県知事に意見書を提出することができるので留意してください。

平成19年10月4日

奈良市長 藤 原 昭

- 起業者の名称
奈良市
- 事業の種類

(仮称) 奈良市合併記念公園整備事業

3 起業地

イ 収用の部分 奈良県奈良市都祁馬場町地内

ロ 使用の部分 なし

4 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課

5 縦覧期間

公告の日から平成19年10月18日まで

(平成19年10月4日揭示済)

奈良市告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年10月4日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は 廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
楠原クリニック	奈良市小川町 4	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成19年 5 月31日
楠原 健嗣	奈良市小川町 4		平成19年 5 月31日
ゆうき薬局	奈良市東紀寺町二丁目10－12		平成19年 5 月31日
駒井 壽美	奈良市古市町2304－3	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年 9 月20日 平成19年 9 月20日
(平成19年10月4日揭示済)		規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり 指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。 平成19年10月4日	
奈良市長 藤 原 昭			
奈良市告示第556号			
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の			
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
楠原クリニック	奈良市小川町 4	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成19年 6 月 1 日
医療法人 楠会	奈良県奈良市小川町 4 番地		平成19年 6 月 1 日
楠原クリニック	奈良市小川町 4		平成19年 6 月 1 日
医療法人 楠会	奈良県奈良市小川町 4 番地	介護予防 訪問リハビリテーション	平成19年 6 月 1 日
介護予防リハビリデイ サービス ポシブル	奈良市右京一丁目 6－1 イオン高の原ショッピングセンター3階	居宅 通所介護	平成19年10月 1 日
株式会社 誠和医科学	奈良県奈良市押熊町 1278番地の 1		
N P O ドクターマヤ介護	奈良市中登美ヶ丘六丁目 1－1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年10月 1 日 平成19年10月 1 日
特定非営利活動法人 ドクターマヤ・ケア基金	和歌山県橋本市高野口町伏原 1005番地の 1		
(平成19年10月4日揭示済)		奈良市告示第558号	
奈良市告示第557号		下記の税の督促状を送付したが、その送達を受けるべき者 の住所等が不明の為、送達することが出来ないので、地方 税法（昭和25年法律第226号）第20条の2 及び奈良市税条 例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次 のとおり公示送達します。 なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納 税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれ ばいつでも交付します。 平成19年10月4日	
奈良市長 藤 原 昭		奈良市長 藤 原 昭	
1 送達すべき文書 差押書		1 この督促状の発送年月日	
2 送達を受けるべき者 省略		18年度 固定資産税・都市計画税 2 期分 平成18年 8 月21日	
(平成19年10月4日揭示済)		19年度 固定資産税・都市計画税 1 期分 平成19年 5 月21日	
		19年度 固定資産税・都市計画税 2 期分 平成19年 8 月20日	

2 送達を受けるべき者
省略

(平成19年10月4日揭示済)

奈良市告示第559号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年10月5日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番8
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市大安寺西三丁目206番の一部
道路の幅員	最大4.05m 最小4.05m
道路の延長	32.67m
指定年月日	平成19年10月5日
指定番号	第19012号

(平成19年10月5日揭示済)

奈良市告示第560号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月5日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年10月5日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年10月5日揭示済)

奈良市告示第561号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月9日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年10月9日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年10月9日揭示済)

奈良市告示第562号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年10月10日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成19年10月10日揭示済)

奈良市告示第563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年10月10日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日の番号
平成19年7月23日 奈良市指令都整開 第07A-15号
- 検査済証の交付年月日及び番号
 - 開発行為 平成19年10月10日 第1081号
 - 公共施設 平成19年10月10日 第471号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路南町439番地の4、439番地の6の一部及び2001番地の1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市芝辻町四丁目6番8
オーエスハウジング株式会社
代表取締役 大奥 英次
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市四条大路南町439番地の4の一部、439番地の6の一部及び2001番地の1の一部
 - 下水道
奈良市四条大路南町439番地の4の一部、439番地の6の一部及び2001番地の1の一部

(平成19年10月10日揭示済)

奈良市告示第564号

下記の税の督促状及び交付要求通知書を送付したが、その送達を受けるべき者の居住地が不明で送達することが出来ないため、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年10月11日

奈良市長 藤原 昭

- 1 督促状及び交付要求書の発送年月日
平成19年度 固定資産税・都市計画税
2期分 平成19年8月20日
平成19年(ヌ)第21号事件に係る交付要求通知書
平成19年9月5日
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成19年10月11日揭示済)

奈良市告示第565号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年10月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成19年10月15日から 平成19年12月28日まで	別紙のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
(3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
(4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
(5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな者
(2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 料金

1,500円実費徴収。ただし、予防接種法第24条ただし書の規定により、生活保護世帯からの実費徴収は行わない。

5 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成19年10月12日揭示済)

奈良市告示第566号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年10月12日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年7月13日 奈良市指令都整開 第07A-20号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成19年10月12日 第1082号
(2) 公共施設 平成19年10月12日 第472号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路三丁目93番地、96番地の1、96番地の3及び1046番地の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1-4
株式会社 八州エイジェント
代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路
奈良市四条大路三丁目93番地の一部、96番地の1、96番地の3の一部及び1046番地の一部
(2) 下水道
奈良市四条大路三丁目93番地の一部、96番地の3の一部及び1046番地の一部

(平成19年10月12日揭示済)

奈良市告示第567号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月12日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年10月12日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年10月12日揭示済)

奈良市告示第568号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成19年10月12日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成19年10月26日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成19年7月5日、同月6日、同月11日、同月13日、同月18日、同月19日、同月24日から同月27日まで、同月30日及び同月31日

(平成19年10月12日揭示済)

奈良市告示第569号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成19年10月10日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成19年10月10日揭示済)

奈良市告示第570号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年10月15日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南区画整理事業整備工事ほか18件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（通常の単体での参加者に必要な資格）

(1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営

事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

（特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格）

2社または3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員の平成18年度における土木工事の工事完成高の合計金額が参加しようとする工事の予定価格（税込み）以上であること。またその各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

(1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がBに格付されていること。

(3) 当該工事に専任の一級土木施工監理技術者を配置できること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 平成19年10月15日から平成19年10月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の制限付一般競争入札参加申請を終えていること。

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(7) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成19年10月18日までは入札控室、同月19日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

(通常の単体での参加者)

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年10月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧室）に持参してください。

(特定建設工事共同企業体での参加者)

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 配置予定の一級土木施工監理技術者の資格を証するものの写し（各構成員）
- オ 平成18年度の公共工事における1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本（契約書については監理課で確認後返還する。）

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、各構成員は告示日から平成19年10月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧室）に持参してください。

その後、特定建設工事共同企業体として平成19年10月19日から平成19年10月24日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(通常の単体での参加者)

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通

知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年10月19日までに入札参加申請者に通知します。（特定建設工事共同企業体での参加者）

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年11月1日までに共同企業体の代表者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年10月15日揭示済)

奈良市告示第571号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年10月15日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年10月15日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年10月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成19年10月12日

奈良市監査委員

吉田 肇

同

中 和 田 守

同

幾 田 邦 夫

同

高 杉 美根子

奈 監 第 1 3 1 号
平成 19 年 10 月 9 日

請求人
桐 山 幸 矩 様
後 藤 恭 平 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 和 田 守
同 幾 田 邦 夫
同 高 杉 美根子

住民監査請求の結果について（通知）
平成 19 年 8 月 13 日付けで提出のあった住民監査請求については、同月 20 日付けで受理し、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記
1 監査対象
奈良市環境清美部環境清美工場
2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 19 年 9 月 5 日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
3 関係人の事情聴取
地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、平成 19 年 9 月 5 日、環境清美部長、同部環境清美工場長に対し事情聴取を行った。
4 請求の要旨
1. 奈良市は、平成 11 年度から平成 13 年度の 3 ヶ年継続事業で、「環境清美工場 焼却施設ダイオキシン削減対策工事」を施工した。
本工事仕様書によると、焼却施設の心臓部といえる燃焼装置については、乾燥火格子と燃焼完結装置は全部取替、燃焼火格子と後燃焼火格子は、駆動部の取替と本体フレームの大規模修理を実施している。
その後も、毎年 1 号炉から 4 号炉まで「炉点検整備及びその他補修」が実施されているなかに、各火格子の整備が組み込まれて契約されており、相当の費用が支払われている。
しかし、整備内容の一部に下記のような疑問点がある。
1) 各火格子の駆動部の構造を注意深く解すると、破損する構造となっているため、これは明らかに設計ミスであると判断できる。
2) 毎年多数の火床板が焼損し、取替えているが、火床板の形状に問題がある。
3) 取替えた火床板が落下しないように落ち止め工作をしているが、落下する構造そのものに欠陥がある。
等の理由からこれらの補修費が不当に支払いされている。
本請求は、平成 18 年に実施された 3 号炉点検整備及びその他補修（平成 18 年 6 月 29 日～8 月 24 日）、の実施で市長は、奈良市が被った損害金を返還させるとともに、破損しない構造のものに無償かつ早急に取替させる等の必要な措置を講ずるよう求める。

2. 各火格子の補修、調整に要した総工数（工事日報より）
乾燥火格子 51 工
燃焼火格子 72 工
後燃焼火格子 35 工
158 工

3. 取替えを必要とした部品の重量から適正工数を積算
1) 乾燥火格子
固定火床板 36 枚× 11kg= 396kg
支持金物（大） 9 組× 3kg= 27kg
支持金物（小） 36 組× 1.8kg= 64.8kg
計 487.8kg
取替歩掛 500kg 未満（487.8kg）
特殊作業員 12.1 工× 0.7 = 8.47 = 8.5
普通作業員 4.6 工× 0.7 = 3.22 = 3.3
溶 接 工 3.1 工× 0.7 = 2.17 = 2.2
14 工
撤 去 工 (14 × 0.3) = 4.2 工
計 18.2 工
2) 燃焼火格子
標準火床板 95 枚× 10kg= 950kg（実測重量）
固定火床板 5 枚× 10kg= 50kg（計算重量）
下部火床板 11 枚× 15kg= 165kg（計算重量）
火格子サイド金物 2 組× 15kg = 30kg（計算重量）
スライドプレート 6 枚× 4.7kg = 28.2kg
計 1,223.2kg
取替歩掛 1 t 以上 2 t 未満（1,223.2kg）
特殊作業員 19 工× 0.7 = 13.3
普通作業員 7 工× 0.7 = 4.9
溶 接 工 5 工× 0.7 = 3.5
電 工 1 工× 0.7 = 0.7
と び 工 1 工× 0.7 = 0.7
23.1 工
撤 去 工 (23.1 × 0.3) = 6.93 工
計 30.03 工
3) 後燃焼火格子
標準火床板 48 枚× 10kg= 480kg
固定火床板 11 枚× 10kg= 110kg
計 590kg
取替歩掛 0.5 t 以上 1 t 未満（590kg）
特殊作業員 16 工× 0.7 = 11.2
普通作業員 6 工× 0.7 = 4.2
溶 接 工 4 工× 0.7 = 2.8
18.2 工
撤 去 工 (18.2 × 0.3) = 5.46 工
計 23.66 工
4) 清掃面積（100㎡／ 7 工）
乾燥火格子 7.0㎡
燃焼火格子 10.6㎡
後燃焼火格子 5.3㎡
計 22.9㎡

$$23\text{m}^2 / 100\text{m}^2 \times 7\text{工} = 1.61\text{工}$$

適正工数

$$18.2 + 30.03 + 23.66 + 1.61 = 73.5\text{工}$$

従って、

$$158 - 73.5 = 84.5\text{工は、}$$

構造不備が原因による補修が施工されていると考えられる。

4. 業者側が負担するべき部品費用

①サイド固定梁 (ss400・1.5 L)

$$2\text{本} \times 70,000 = 140,000 \text{ (聞取額)}$$

②火格子固定梁 (ss400・1.6 L)

$$8\text{本} \times 70,000 = 560,000 \text{ (聞取額)}$$

③油圧シリンダー (左)160φ140H-8LS付

$$1\text{本} = 302,200 \text{ (参考見積)}$$

④油圧シリンダー (右)160φ140H-8LS無

$$1\text{本} = 295,200 \text{ (参考見積)}$$

⑤火床板裏止め材

$$(190\text{ヶ} + 96\text{ヶ}) \times 180 = 51,480 \text{ (見積書より)}$$

⑥シリンダーパッキン (乾燥用・燃焼用・後燃焼用)

$$6\text{組} \times 23,800 = 142,800 \text{ (見積書より)}$$

⑦シリンダーブッシュ 160φBC6

$$6\text{個} \times 38,000 = 228,000 \text{ (見積書より)}$$

⑧アイナット・ロッド

$$2\text{本} \times 105,000 = 210,000$$

⑨ピン・フランジ・ボルト

$$2\text{組} \times 35,000 = 70,000$$

$$\text{部品費計 } 1,999,680\text{円} \cdots \textcircled{2}$$

5. 不当に支払われた直接工事費

1) 労務費

労務費は、平成18年度の奈良市の設計単価を採用し、これに割増率 (2.0)、その他等 (労務費×20%) を加算すると

$$84.5\text{工数} \times 16,900 \times 2.0 \times 1.2 = 3,427,320\text{円} \cdots \textcircled{1}$$

2) 部品費 1,999,680円……②

3) 直接工事費合計 ①+②

$$3,427,320 + 1,999,680 = 5,427,000\text{円} \cdots \textcircled{3}$$

6. 諸経費

①共通仮設費

$$5,427,000 \text{ (直接工事費)} \times 3.5\% = 189,945\text{円}$$

∴純工事費

$$5,427,000 + 189,945 = 5,616,945\text{円}$$

②現場管理費

$$5,616,945 \text{ (純工事費)} \times 15.52\% = 871,749\text{円}$$

∴工事原価

$$5,616,945 + 871,749 = 6,488,694\text{円}$$

③一般管理費

$$6,488,694 \times 9.42\% = 611,234\text{円}$$

$$\text{諸経費計 } 1,672,928\text{円} \cdots \textcircled{4}$$

7. 不当に支払われた工事費 ③+④

$$5,427,000 + 1,672,928 = \underline{7,099,928\text{円}}$$

8. 消費税相当額

$$7,099,928 \times 5\% = 354,996\text{円}$$

9. 不当に支払われた金額

$$7,099,928 + 354,996 = \underline{\underline{¥7,454,924\text{円}}}$$

となる。

5 監査対象事項

平成18年度に実施された3号炉点検整備及びその他補修 (以下「本件整備」という。) における不当な公金支出について

6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 奈良市の焼却炉は、全連続燃焼式ストーカ炉 (処理能力480t / 24h) であり、広く全国的に採用されていること。

(2) 奈良市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定め、ごみ排出量を予測するとともにごみ処理能力の現状を踏まえ、現有焼却施設の適正な運転管理の継続を図ることが明記されている。この一般廃棄物処理計画の達成に向け、ごみ排出量を勘案し、ごみ焼却施設の1号炉から4号炉までの炉を順次定期的に点検整備及び補修を行うため整備計画を策定し、それに基づいて運営されていること。本件整備は、この整備計画に従い、運転を休止して行われ、機械設備の一部又は大部分の分解点検を行い、摩耗や焼損の状態及び機器の劣化傾向等を把握し、次の休止期間まで焼却炉を安全に効率よく運転するための維持管理として実施されたこと。

(3) 本件整備は炉内部のオーバーホールであり、乾燥火格子、燃焼火格子及び後燃焼火格子の火床板が一旦全て取り外され、摩耗あるいは焼損した火床板を取り替えた後、全ての火床板を再度微調整し組み立てられたこと。なお、分別収集に伴うその他プラスチックの資源化分離により、火床板の焼損等が減ったことから、焼損等の度合いはごみ質による影響が大きいと考えられること。また各火格子は固定火床板と可動火床板で構成され、火床板を動かしている油圧駆動装置を点検整備し摩耗した部品の取替が行われたこと。次に、火床板の脱落防止として裏止め材が施されたことであるが、火床板同士が結合して脱落しにくい構造となっているが、ごみ質による影響が大きく又想定外の焼却不適合物が混入すると、火床板の間に挟まることにより火床板が持ち上がり脱落することがあり、奈良市とメーカーで検討した結果、その改善対策として施されたこと。

以上の事実関係に基づき請求人の主張について考査すると、平成19年1月18日付けの「平成17年度に実施された

4号炉点検整備及びその他補修における不当な公金支出の返還請求」に関する住民監査請求に対し、同年3月13日付け奈監第40号で通知したとおり、奈良市の焼却炉は、広く全国的に採用されている全連続燃焼式ストーカ炉であり、今日に至るまで火格子の構造に起因するトラブルはなく、日々排出されるごみを焼却し続けていることから、構造上に問題があるとは認めがたい。

また、請求人は焼損した火床板を取り替えるのに要する工数のみを適正工数としているが、上記(3)で述べたとおり、乾燥火格子、燃焼火格子及び後燃焼火格子の火床板を一旦全て取り外し、摩耗あるいは焼損した火床板を取り替えた後、全ての火床板を再度微調整し組み立てられているため、工事日報の工数が、請求人の主張する工数を上回することは当然考えられる。本件整備では、前回の点検整備内容や事前の炉内部調査により補修範囲や内容を十分検討し、焼却炉が安全に効率よく運転できるよう仕様書を作成し、設計積算されたものであり、なんら不当な公金の支出とはいえないと料する。

よって、請求人の主張する構造上の欠陥によるものとは解しがたく、本件請求には理由がないと認めた。

(平成19年10月12日揭示済)

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成19年10月12日

奈良市監査委員	吉田 肇
同	中 和田 守
同	幾 田 邦 夫
同	高 杉 美根子
	奈 監 第 1 3 2 号
	平成19年10月9日

請 求 人

桐 山 幸 矩 様
後 藤 恭 平 様

奈良市監査委員	吉田 肇
同	中 和田 守
同	幾 田 邦 夫
同	高 杉 美根子

住民監査請求の結果について（通知）

平成19年8月13日付けで提出のあった住民監査請求については、同月20日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象

奈良市環境清美部環境清美工場

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年9月5日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成19年9月5日、環境清美部長、同部環境清美工場長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨

1. 奈良市は、平成11年度から平成13年度の3ヶ年継続事業で「環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事」を施工した本仕様書によると、排ガス中のダイオキシン再合成を少なくするため、短時間で排ガス温度を降下させる必要があるため既設ガス冷却塔及び空気予熱器の後段に排ガス減温塔を設けるとしている。

本方式は、多くの自治体が採用しており、方式に問題はなかったが、本工事を契約施工した業者は、全連続式焼却施設の実績が全く無い。当然、設計ノウハウも無いため基本的に設計ミスをしている。

平成18年度、3号炉排ガス施設点検整備及びその他補修に於いて、修理の対象として契約され相当の費用が支払われている。しかし、整備内容に下記のような疑問点がある。

1) 減温塔

(1) 本体の腐食

排ガスの流入口と減温用水噴霧ノズルとの関連が不適切な設計であったため、排ガス流入口付近の側面全周に「ばいじん」が、相当な厚みで付着しオーバーハング状になっている。付着した「ばいじん」になお、噴射水が直接当たり浸透して、「ばいじん」を固化している。固化した「ばいじん」に「ばいじん」が付着し、相当量成長した段階で自重によって落下する。このように酸性の水と低温によって、ケーシングの腐食が早期に進んだと考えられる。

(2) 補修

「3号炉排ガス施設点検整備及びその他補修仕様書」によると、この腐食部分の補修材にSUS304の鋼板を使用して18㎡の補修を施工しているが、基本的な構造欠陥であり、施工時の設計瑕疵に該当する。従って、業者側の責任で補修を行うとともに、根本的に解決させる必要がある。

(3) ロータリースクレーパー掻き板取替

減温塔本体に付着固化したダストが落下した、ダスト塊により破損していると考えられるため基本的な破損原因は設計ミスにある。

(4) ダスト処理

清掃ダスト固化処理としているが、ダスト（ばいじん）の堆積は減温塔本体の設計ミスによって発生しているので、業者側の責任に於いて対処すべき問題である。

また、固化したダストを灰ピットに排出し最終処分場に埋立しているが、埋立に問題のない状態に固化されているか否かの試験は全く行われておらず、市側の管理も杜撰であり、業者側に便宜を計ったとも受け取れる内容になっている。

2) 空気予熱器

(1) ダスト掻き落とし装置

ダスト掻き落とし連動管の取替や、ダスト掻き落とし板の清掃・点検について、本構造ではダストの掻き落としは出来ない。基本的な設計ミスであるため基本構造の見直しを含め、業者側の設計瑕疵として改造させる必要がある。

3) 補修が重複していると考えられる項目

(1) 燃焼設備

① 油圧駆動装置及びNo.1 灰押出駆動装置

平成18年3月17日 1号炉点検整備において完了

(2) ガス冷却設備

① 噴射水加圧ポンプ (予備機)

イ) フート弁清掃

ロ) グランドパッキン取替

ハ) 圧力計取替

平成18年3月17日 1号炉点検整備において完了

(3) 受入供給設備

① 1、2号機ごみクレーン

イ) カーボンブラシ取替

平成18年3月17日 1号炉点検整備において完了

(4) No.2 灰固化設備

① 部品取替

平成17年12月26日 4号炉点検整備において完了

(5) 熱分解設備

平成17年12月26日 4号炉点検整備又は

平成18年3月17日 1号炉点検整備のいずれかで完了

① 飛灰サイロ

イ) エアパルス用エアフィルタ

② 加熱脱塩素化処理機

イ) 入口側カバーシート

ロ) 入口側リップシール

ハ) 出口側リップシール

ニ) シール部充填材

③ 灰冷却機

イ) 入口側カバーシート

ロ) 入口側リップシール

ハ) 入口側シール部用リップシール

ニ) 出口側リップシール

ホ) シール部充填材

ヘ) ロータリージョイント部リップシール

ト) サイトグラス用覗きガラス (15A)

チ) サイトグラス用覗きガラス (20A)

④ 処理灰排出ダンパ点検整備

⑤ 処理灰コンベア (A) (B) 点検整備

⑥ 集じんユニット及び排出機点検整備

⑦ ダストコレクタ及び排出機点検整備

⑧ ダストコンベア点検整備

⑨ 排気ブローア点検整備

⑩ 押込ブローア清掃

⑪ 空気加熱器清掃

⑫ 機内圧調整ダンパ清掃

⑬ ベントガス及び集じん配管清掃

⑭ クーリングタワー清掃

⑮ 電気計装清掃

(6) その他設備

① 1号炉バグフィルタ用空気圧縮機整備部品取替

平成18年3月17日 1号炉点検整備において完了

② 4号炉バグフィルタ用空気圧縮機整備部品取替

平成17年12月26日 4号炉点検整備において完了

③ 予備機用空気圧縮機整備部品取替

平成18年3月17日 1号炉点検整備において完了

④ 1号炉空気輸送用空気圧縮機整備部品取替

平成18年3月17日 1号炉点検整備において完了

⑤ 4号炉空気輸送用空気圧縮機整備部品取替

平成17年12月26日 4号炉点検整備において完了

⑥ 活性炭サイロ用空気輸送用空気圧縮機整備部品取替

平成17年12月26日 4号炉点検整備又は

平成18年3月17日 1号炉点検整備のいずれかで完了

等の理由から、補修費が重複して計上され、不当に支払われていると思われる。

本請求は、平成18年6月29日から平成18年8月24日に施工した3号炉排ガス施設点検整備及びその他補修工事で、市長は奈良市が被った損害金を業者から返還させるとともに無償かつ早急に改良又は取り替えさせる等の必要な措置を講ずるよう求める。

2. 抜粋項目の補修等に要した工数 (工事日報より)

1) 減温塔内部清掃	18工数
2) 減温塔ケーシング張り	29工数
3) 減温塔ダスト固化	15工数
4) 空気予熱器伝熱管清掃	11工数
5) 空気予熱器ダスト掻落し装置	19工数
6) 油圧駆動装置	2工数
7) No.2 灰固化装置	23工数
8) No.2 熱分解設備	64工数
9) 空気圧縮機	37工数

合計 218工数

3. 補修工事から適正と認められる工数

1) 減温塔内部清掃 10工数

(減温塔寸法より面積算出: 添付資料

但し、清掃7工数、足場3工数)

2) 空気予熱器伝熱管清掃 3工数

(作業日報7月17日分)

3) 空気予熱器ダスト掻落し装置点検 0工数

4) No.2 灰固化装置点検 2工数

5) No.2 熱分解設備点検 4工数

6) 空気圧縮機点検整備 8工数

合計 27工数

4. 構造の不備、その他によって発生した工数

1) 減温塔内部清掃 8工数

2) 減温塔ケーシング張り 29工数

3) 減温塔ダスト固化 15工数

4) 空気予熱器伝熱管清掃	8工数	(2) スクレーパー掻き板 (一般鉄工所への電話による聞取り) 4本×150,000=600,000
5) 空気予熱器ダスト掻落し装置	19工数	(3) ダスト掻板連動管 (SUS304、65A、4090L×2本) (一般鉄工所への電話による聞取り) 2本×20,000=40,000
6) 油圧駆動装置	2工数	(4) その他交換部品
7) No.2灰固化装置点検	21工数	① 油圧駆動装置
8) No.2熱分解設備点検	60工数	サクシヨンストレーナー SFT-12-150W 3個
9) 空気圧縮機点検整備	29工数	作動油 #32 460 l
合計	191工数	作動油クーラー HCA-510P50 1台
5. 不当に支払われたと考えられる費用		② 噴射水加圧ポンプ (予備)
1) 労務費		グラントパッキン T/#6521L□9.5 1 m
(1) 減温塔の内部清掃		③ 1、2号機ごみクレーン
平成18年度公共工事設計労務単価の特殊作業員 単価を採用し、これに奈良市の割増率 (1.9+0.1) 及びその他等 (労務費×20%) を加算すると 8工数×16,000×2×1.2=307,200円		カーボンブラシ CT-50 22 kW用 12個
(2) 減温塔ケーシング張り		④ No.2灰固化設備
平成18年度公共工事設計労務単価の溶接工単価 を採用し、これに奈良市の割増率 (1.9+0.1) 及びそ の他等 (労務費×20%) を加算すると 29工数×18,300×2×1.2=1,273,680円		スクリュウ及びバドル 1基分
(3) 減温塔ダスト固化		グラントパッキン ピラー 20.5×230 / 270 4本
平成18年度公共工事設計労務単価の特殊作業員 単価を採用し、これに奈良市の割増率 (1.9+0.1) 及 びその他等 (労務費×20%) を加算すると 15工数×16,000×2×1.2=576,000円		ビニルシート 1枚
(4) 空気予熱器伝熱管清掃		押さえボルト M16 6組
平成18年度公共工事設計労務単価の特殊作業員 単価を採用し、これに奈良市の割増率 (1.4+0.1) 及 びその他等 (労務費×20%) を加算すると 8工数×16,000×1.5×1.2=230,400円		⑤ 熱分解設備
(5) 空気予熱器ダスト掻落装置		飛灰サイロ用エアフィルタ
平成18年度公共工事設計労務単価の設備機械工 単価を採用し、これに奈良市の割増率 (1.4+0.1) 及 びその他等 (労務費×20%) を加算すると 19工数×16,900×1.5×1.2=577,980円		⑥ 加熱脱塩素化処理機
(6) 空気圧縮機		入口側カバーシート 1枚
平成18年度公共工事設計労務単価の設備機械工 単価を採用し、これに奈良市の割増率 (1.2+0.1) 及 びその他等 (労務費×20%) を加算すると 29工数×16,900×1.3×1.2=828,260円		入口側リップシール バイトン 2枚
(7) 油圧駆動装置、No.2灰固化装置、No.2熱分解設備		出口側リップシール バイトン 2枚
平成18年度公共工事設計労務単価の設備機械工 単価を採用し、これに奈良市の割増率 (1.8+0.1) 及 びその他等 (労務費×20%) を加算すると 83工数×16,900×1.9×1.2=3,198,150円		シール部充填材 T/#500 t=50 1式
合計	6,991,670円……………①	電動機ファンカバー 1個
2) 業者側が負担するべき部品費用		⑦ 灰冷却機
(1) 減温塔ケーシング補修材 (SUS304、t=3.18mm) (一般鉄工所への電話による聞取り) 428.22kg×3,000=1,284,660		入口側カバーシート 1枚
		入口側リップシール バイトンφ520H,φ295,t2 2枚
		入口側シール部用リップシール 1枚
		出口側リップシール NBR φ1098,φ880 t2 2枚
		シール部充填材 T/#5120-130W600L3600 t=25 1式
		ロータリージョイント部リップシール NBR φ250,φ140 t2 2枚
		サイトグラス用覗きガラス 強化ガラス 15 A 2枚
		サイトグラス用覗きガラス 強化ガラス 20 A 2枚
		自動給油装置用グリス 18 l 1缶
		電動機ファンカバー 1個
		⑧ バグフィルタ用空気圧縮機部品取替
		1号炉バグフィルタ用空気圧縮機整備部品取替 298,000 (概算)
		4号炉バグフィルタ用空気圧縮機整備部品取替 298,000 (概算)
		予備機用バグフィルタ用空気圧縮機整備部品取替 298,000 (概算)
		⑨ 空気輸送用空気圧縮機部品取替
		1号炉空気輸送用空気圧縮機整備部品取替 233,000 (概算)
		4号炉空気輸送用空気圧縮機整備部品取替 233,000 (概算)

- ⑩ 活性炭サイロ用空気圧縮機部品取替
活性炭サイロ用空気圧縮機点検整備部品取替
229,000 (概算)
合計 3,513,660円……②
- 3) 直接工事費 合計 ①+②
 $6,991,670 + 3,513,660 = 10,505,330$ 円……③
6. 積算の方法
上記5. 2)(4)の①～⑩の各部品については仕様不明のため、調査できない部品が多数ある。中でも⑧、⑨、⑩の空気圧縮機部品取替については明記がなく、全く不透明であるが、所要工数から前回と同じ内容として概算計上した。
材質、寸法の明記があるものは市場調査中であるが、監査請求期限内に入手できないため計上していない。
当該5. 2)(4)の①～⑩については重複して計上され、「3号炉排ガス施設点検整備及びその他補修」の物件修理費用が膨大になっている可能性が非常に高い。
奈良市監査委員殿において本修理物件について重複計上の可能性ありと判断された場合は、誠にお手数ながら奈良市環境清美工場において作成された設計書から該当項目の金額を抜粋して損害金に加算していただくようお願いするものです。
7. 諸経費
- 1) 共通仮設費
 $10,505,330$ (直接工事費) $\times 3.22\% = 338,270$ 円
∴純工事費
 $10,505,330 + 338,270 = 10,843,600$ 円
- 2) 現場管理費
 $10,843,600$ (純工事費) $\times 11.61\% = 1,258,940$ 円
∴ $10,843,600 + 1,258,940 = 12,102,540$ 円 (工事原価)
- 3) 一般管理費
 $12,102,540$ (工事原価) $\times 10.13\% = 1,225,980$ 円
- 4) 工事価格
工事原価 + 一般管理費
 $12,102,540 + 1,225,980 = 13,328,520$ 円
- 5) 消費税相当額
 $13,328,520 \times 5\% = 666,420$ 円
- 6) 不当に支払いされた金額
 $13,328,520 + 666,420 = \underline{\underline{¥13,994,940}}$ 円
となる。
- 5 監査対象事項
平成18年度に実施された3号炉排ガス施設点検整備及びその他補修(以下「本件整備」という。)における不当な公金支出について
- 6 監査の結果
関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。
- (1) 本件整備を契約施工した業者は、工事経歴書によれば本市と同様の全連続式焼却施設の施工の実績があること。
- (2) 奈良市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条

- 第1項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定め、ごみ排出量を予測するとともにごみ処理能力の現状を踏まえ、現有焼却施設の適正な運転管理の継続を図ることが明記されている。この一般廃棄物処理計画の達成に向け、ごみ排出量を勘案し、ごみ焼却施設の1号炉から4号炉までを順次定期的に点検整備及び補修を行うために整備計画を策定し、それに基づいて運営されていること。本件整備は、平成11年度から平成13年度にかけての継続事業として行われた環境清美工場焼却施設ダイオキシン削減対策工事で設置された設備に対し、安定した運転が維持できるように、上記整備計画に基づき、定期的な点検・維持・補修工事として行われているものであること。
- (3) 減温塔内においては、低温腐食の発生しやすい環境であることに加え、流入する排ガス中の塩化水素などが噴霧水に溶解、酸性の霧の状態が存在すること。また、ケーシングの補修については、このような環境下で経年により生じた腐食部分について、より腐食に強い材質を用いて、今後更に長期使用できることを目的として行われたものであること。
- (4) 減温塔ロータリースクレーパー掻き板については、常時回転しながらダストの掻き出しを行っており、ダストとの摩擦で損耗したものであり、掻き出しの能力を維持するために取替えたものであること。
- (5) 減温塔内に付着したダストは、飛散を防ぎ重金属等が溶出しないように、灰固化設備によりセメント投入及びキレート注入して固化処理し、施設内の灰ピットに排出後、搬出し処分している。これは、通常の集じん機で集められたばいじんと同様の処理をしていること。
また、その際の固化の状態は、ダスト量とセメント及びキレート使用量との割合によって決まるが、それらは業者により管理され、市に報告書が提出されていること。
- (6) 空気予熱機のダスト掻き落とし装置については、ダスト量の多い流入口直後の箇所をダスト清掃する装置であること。また、それが稼働していることによって、人手による清掃作業の間隔が延長できていること。
- (7) 油圧駆動装置と灰押出駆動装置は、1号炉と2号炉用が1系(No.1)、3号炉と4号炉用が2系(No.2)と呼ばれていること。本件整備仕様書中、第1節、1、1-2、において「油圧駆動装置及びNo.1灰押出駆動装置」とあるが、本件整備設計書及び作業日報では、「油圧駆動装置及びNo.2灰押出駆動装置」となっており、仕様書の記載誤りであること。
- (8) ガス冷却設備については、1号炉用とその予備機、2、3、4号各炉用とそれらの予備機といったように2系統に分かれていること。本件整備で行った噴射水加圧ポンプ(予備機)は、3号炉の属する系統の予備機のものであり、1号炉のそれとは別のものであること。
- (9) 受入供給設備における、ごみクレーン1号機、2号機のカーボンブラシは、駆動モータの回転軸に接して

おり、摩耗しやすい消耗部品であり、摩耗の程度と次回の点検整備までの期間を勘案して、今回は2号機のもの交換していること。

- (10) 灰固化設備、熱分解設備もNo.1とNo.2の2系統があり、1号炉と2号炉用でNo.1の、3号炉と4号炉用でNo.2の設備をそれぞれ共有していること。

また、1号炉と2号炉の点検整備の際にNo.1を、3号炉と4号炉の点検整備の際にNo.2を、実施時期を合わせて点検整備をしていること。

- (11) その他設備としてバグフィルタ用空気圧縮機、空気輸送用空気圧縮機が1～4号炉のそれぞれに設置されていること。本件設計書によれば、それらの設備に関して取替えた部品は、油圧経路の不純物を取り除くフィルタ類であり、目詰まりを防ぐため定期的な交換が必要なこと。また、この交換に際しては予備機を使用するため必ずしも炉を休止して作業を行う必要は無く、それぞれの部品の状態に応じて交換されていること。

以上の事実関係に基づき請求人の主張について考査すると、減温塔、空気予熱器等の設備は、酸やばいじんなど排ガスによる影響を直接受ける。しかも、長期の連続運転による経年的な損耗は避けられないものであり、その損耗を補修する必要性が生じることは、構造上の欠陥によるものとは解しがたいと料する。

また、直近に行った1号炉、4号炉等の別の焼却炉の整備内容と重複している箇所があるとの指摘に関しては、次の様な実態であることが確認できた。

- ① それぞれの焼却炉に同じ名称の箇所、構成部品があり、仕様書の記載上、重複しているように見える。上記(8)で述べた事例がこれに該当する。
- ② 使用状況により能力が低下したり損耗して交換が必要となった消耗部品類を交換している。上記(9)及び(11)で述べた事例がこれに該当する。
- ③ 2基以上の焼却炉で共有している箇所があり、各炉の整備の実施時期に合わせて共有箇所の整備を実施している。上記(10)で述べた事例がこれに該当する。

これらのうち、②、③については、比較的短い間隔で点検、交換等を行うことになるが、全連続式焼却施設として休み無く稼動することを要求されることから、点検によって継続的に劣化、損耗等の程度を把握し、次回の点検整備までの部品の寿命を勘案しながら、必要な箇所を交換するなどの措置が講じられたことによるものである。

従って、本件整備は、経年による劣化、損耗と認められる箇所の補修整備を行っているものであり、その補修範囲や内容は、事前の調査により十分検討した上で設計積算されており、なんら不当な公金の支出とはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認めた。

(平成19年10月12日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第37号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成19年10月1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内五条二丁目地内他ほか1件（工事の種類別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証

金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書 8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成19年10月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。 9 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成19年10月5日までに入札参加申請者に通知します。 10 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (3) 問い合わせ先 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局業務部経理課入札係 電話 0742-34-5200（内線）223 別表省略 （平成19年10月1日揭示済） 奈良市水道局告示第38号 次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。 平成19年10月15日 奈良市水道事業管理者 中 尾 一 郎 1 入札に付する事項 送・配水管工事、市内学園南一丁目地内他1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり） 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	(1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。 (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。 (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。 3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。） (2) 場所 水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー 4 入札の場所 水道局 4階 大会議室（北側） 5 入札の日時 別表のとおり 6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。 7 郵便入札に関する事項 (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便 (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者がした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書 8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成19年10月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を
--	---

除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年10月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成19年10月15日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第18号

平成19年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成19年10月3日

奈良市教育委員会

委員長 小 谷 勝 彦

1 日時

平成19年10月9日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について
(2) 平成19年度「なら教育の日」、「なら教育週間」について

(3) 第6回奈良市教育改革推進フォーラム概要報告について

(4) 平成19年度「子ども安全の日の集い」について

(5) 第6回姉妹3都市親善体育大会の成績について

議 事

議案第27号 奈良市立図書館管理規則の一部改正について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について

10月～11月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午後9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成19年10月3日揭示済)

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月11日

奈良市教育委員会

委員長 小 谷 勝 彦

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則

奈良市立図書館管理規則(平成元年奈良市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 12月29日から翌年1月4日まで

(5) 毎月月末(12月にあつては28日)(月曜日に当たるときは、その前日)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年10月11日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第15号

奈良市農業委員会平成19年10月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成19年10月3日

奈良市農業委員会

農地部会長 大 門 善之助

記

1 日時

平成19年10月12日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について

(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について

(7) 水田利用転換届出について

(8) 水田・畑地造成形質変更届出について

- (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得の
あっせん結果について
- (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得の
あっせんについて
- (11) 知事許可について（9月許可分）
- (12) 非農地証明について（9月分）
(平成19年10月3日揭示済)

正 誤

平成19年10月1日付け奈良市公報第225号

ページ	段	行	誤	正
34	2	下から 14	「郵便により」	「郵送により」